

県民・事業者の皆様へ

愛媛県知事 中村 時広

新型コロナウイルス感染症に関する警戒レベルについて

県では、7月12日に、県独自の警戒レベルを「感染警戒期～特別警戒期間～」に引き上げ、9月16日の「BA.5医療危機宣言」終了後も、陽性確認や医療負荷が高い水準にあったほか、10月に最盛期を迎える県内の秋祭りにも警戒が必要であったことから、「特別警戒期間」を継続してまいりました。

その後、県民の皆様のご協力により、直近では入院患者が40人規模まで減少するとともに、県全体の陽性確認は8月下旬のピーク時から7分の1程度まで低下し、全国平均レベルで推移しています。ただし、新居浜・西条圏域では、ここ最近急増が見られており、引き続き警戒が必要な状況です。

これらを勘案し、新居浜・西条圏域を除き、県の警戒レベルを明日10月29日(土)から「感染警戒期」に切り替えることとしました。

新居浜・西条圏域については、足もとの感染状況を考慮し、「特別警戒期間」を維持します。このエリアにお住いの方や通勤等される方は、当面の間、感染リスクが高い状況にあることを踏まえた慎重な行動をお願いします。

また、今回の切り替えも、決して「基本的感染対策を緩めても良い」というものではなく、専門家からも、季節性インフルエンザとの同時流行も含め第8波への警戒が呼び掛けられていることから、

- ①感染回避行動の徹底は継続すること
 - ②社会経済活動は場面に応じた感染対策を講じること
 - ③インフルエンザの同時流行に備え、可能な方は積極的にワクチン接種をすること
- という三つを切り替えに当たっての前提条件とします。

これらが実践されず、県民の命が脅かされる感染状況や医療のひっ迫が危惧される状況に至れば、「特別警戒期間」に引き上げざるを得ません。ウィズコロナを更に進めていくためにも、①から③までの前提条件を日常化した上で、次の感染対策にしっかりと取り組んでいただきますようお願いいたします。

◆対策の主な変更点

○感染回避行動

- 季節性インフルエンザとの同時流行に備えた基本的感染対策の徹底
- 新居浜・西条圏域では「特別警戒期間」であることを踏まえた慎重な行動を

○会食ルール

- 人数や時間の一律の制限は行わないが、感染リスクの高い行動は避けて、注意して実施
- 高齢者等の重症化リスクの高い方は、大人数・長時間を避けて、可能な限りワクチン接種後の会食を推奨
- 新居浜・西条圏域では、引き続き、大人数・長時間を避けて実施

○イベント対策

- 集客イベントは感染対策を徹底の上、実施（※ワクチン接種や陰性確認の一律の条件は解除。イベントの内容に応じ、主催者が必要な対策を徹底）
- イベント後には、感染対策に係る評価と検証を実施
- 参加者は、主催者が求める注意事項を遵守
- 新居浜・西条圏域では、全国から集客があるような大規模イベントは、参加者のワクチン接種又は陰性確認など感染対策の徹底を前提

○ワクチン接種

- オミクロン株対応ワクチンの接種促進
（※オミクロン株対応ワクチンの接種間隔は5か月から3か月に短縮。接種のためには、年内に従来型ワクチン1・2回目接種の完了が必要なため、未接種の方は速やかに検討を）
- 基本的に費用が必要となるが、同時流行も懸念されるため、インフルエンザワクチン接種も積極的な接種を

○高齢者への感染を防ぐ対策

- ワクチンの種類を問わず、接種時期が来た方から早期にオミクロン株対応ワクチンを接種
- 重症化リスクの高い高齢者等はインフルエンザワクチンも早めに接種

また、県では、新型コロナの症状や重症化リスク、濃厚接触者の待機期間といった「よくある質問」に、LINEの画面上で回答する機能を県公式アカウントに追加したほか、Twitterで毎日、情報発信を行っていますので、ぜひご活用ください。

今回の対策の詳細等は、別添の資料にまとめておりますので、ぜひご一読いただきますようお願いいたします。また、これらの対策については、本日の記者会見でご説明しましたので、次の2次元コードから、会見の録画データをご覧くださいようお願いいたします。



記者会見データ



LINE 県公式アカウント



Twitter

陽性確認者数の速報

感染縮小期

感染警戒期

特別警戒期間
(新居浜・西条圏域)

感染対策期

感染警戒期

新居浜・西条圏域は「特別警戒期間」を継続

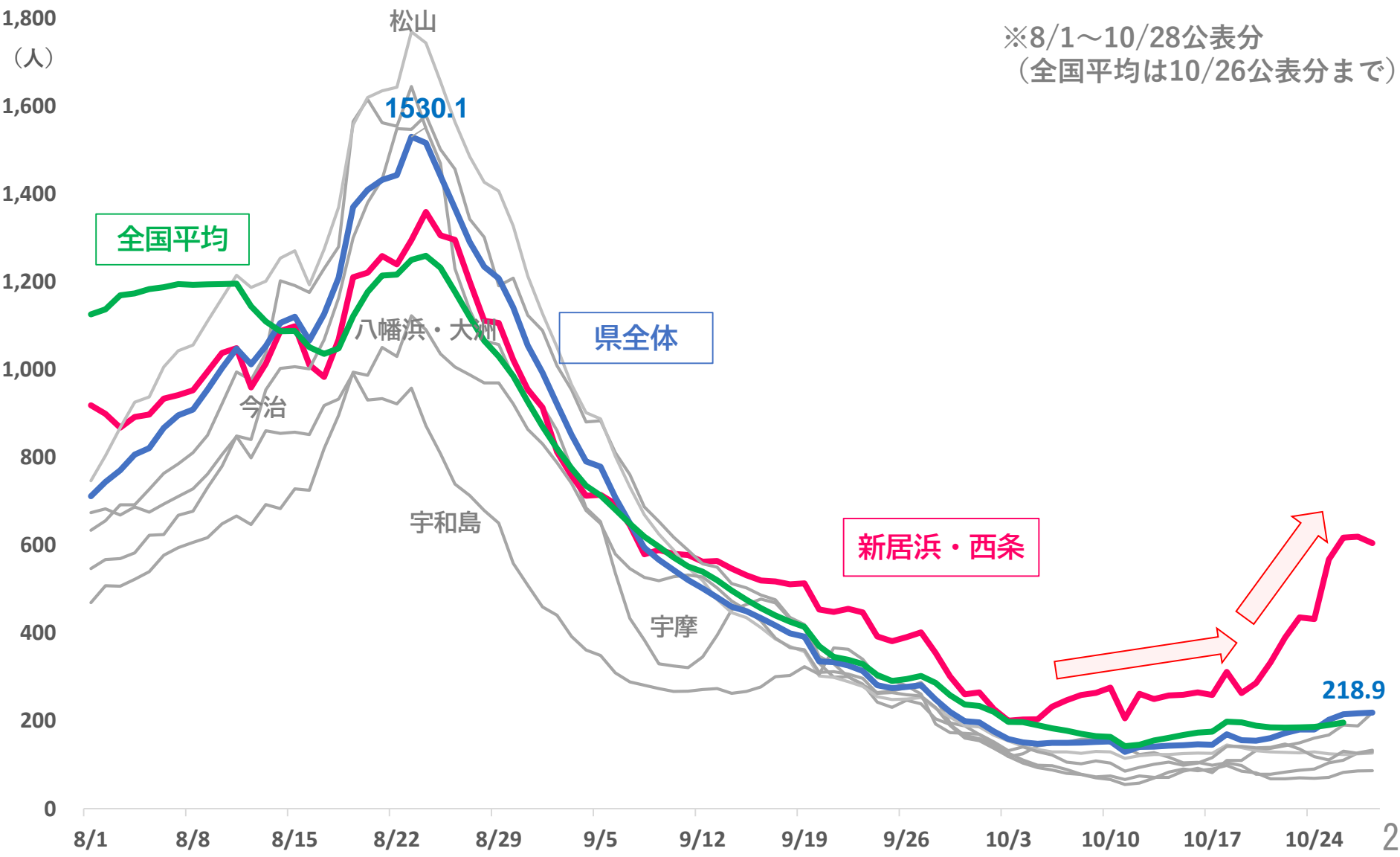
令和4年10月29日(土)～

◆「感染警戒期」移行の前提条件

- ①感染回避行動の徹底は継続
- ②社会経済活動は場面に応じた感染対策を
- ③インフルエンザの同時流行に備えた積極的なワクチン接種を

二次医療圏域別の陽性者数の推移（8月以降、人口10万人・1週間累計）

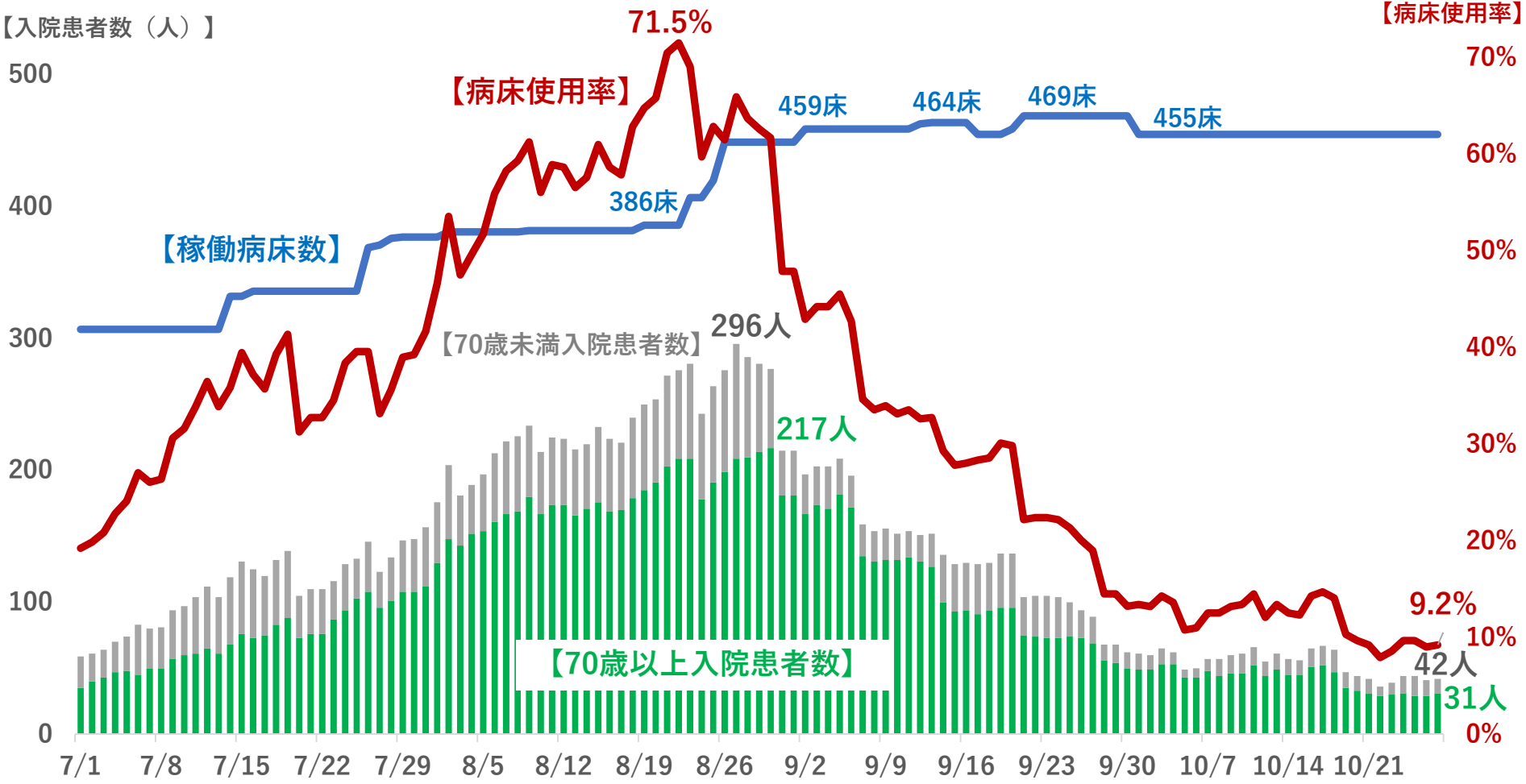
- 県全体では8月下旬のピーク時の7分の1程度まで低下し、全国平均レベルで推移
- 新居浜・西条圏域は、**陽性確認が急増**。その他の圏域は、横ばい又は微増



病床使用率・確保病床数・入院患者数の推移（7月以降）

- 入院患者数は、40人規模にまで減少し、病床使用率も一桁台まで低下
- 70歳以上の入院患者数は、ピーク時の7分の1まで減少
- 病床フェーズは一般医療への影響を考慮し、新居浜・西条圏域以外はフェーズ2に切り替え

※7/1～10/27公表分



対策の主な変更点①

① 感染回避行動 (協力依頼)

- インフルエンザとの同時流行に備えた基本的感染対策の徹底
- 新居浜・西条圏域では、感染リスクが高い状況にあることを踏まえた慎重な行動を

② 会食ルール (協力依頼)

- 会食の際には、感染リスクの高い行動を避けて、注意して実施
- 高齢者等の重症化リスクの高い方は、大人数・長時間を避けて、ワクチン接種後の会食を推奨
- 新居浜・西条圏域では、引き続き、大人数・長時間を避けて

対策の主な変更点②

③ イベント対策 (協力依頼)

- 集客イベントは、感染対策を徹底の上、実施
 - ※ワクチン接種や陰性確認の一律の条件は解除し、
イベントの内容に応じて主催者が必要な対策を実施
- イベント後には、感染対策に係る評価と検証を実施
- 新居浜・西条圏域では、
全国から集客があるような大規模なイベントは、
参加者のワクチン接種(3回目又は4回目)、
又は陰性確認など感染対策の徹底を前提

④ ワクチン接種 (協力依頼)

- オミクロン株対応ワクチンの接種促進
 - ※年内に従来型ワクチン1・2回目接種の完了を

対策の主な変更点③

⑤学校活動

《教育活動全般》

- 身体接触を伴う活動等は、インフルエンザの同時流行に備え、感染対策をより一層徹底しながら、注意して実施
- 校外交流は、県内・県外ともに、訪問先の感染状況等を勘案の上、注意して実施

《部活動》

- 練習試合や合同練習は、県内・県外ともに、訪問先の感染状況等を勘案の上、注意して実施
- 公式大会等については、主催者が定めるルールや制限を遵守した上で参加

「感染警戒期」の対策①

項目	内容
対策期間	令和4年10月29日（土）～
期間名称	「感染警戒期」※新居浜・西条圏域は「特別警戒期間」を継続
県民の 皆さんへの 協力依頼	【協力依頼】
	<ul style="list-style-type: none">○感染回避行動<ul style="list-style-type: none">・換気の悪い混雑した場所など、感染リスクの高い場所への出入りは控えて・インフルエンザとの同時流行に備え、基本的感染対策の徹底（ワクチン接種や場面に応じたマスク着用、こまめな手洗い・手指消毒、定期的な換気などは、インフルエンザ対策にも有効）・新居浜・西条圏域では、感染リスクが高い状況にあることを踏まえた慎重な行動を・一律の自粛は求めないが、県外往来には十分注意○会食ルール<ul style="list-style-type: none">・会食の際には、感染リスクの高い行動を避けて、注意して実施・高齢者等の重症化リスクの高い方は、大人数・長時間を避けて、ワクチン接種後の会食を推奨・新居浜・西条圏域では、引き続き、大人数・長時間を避けて・認証店を推奨・1週間以内に感染リスクの高い行動をとった方や、体調のすぐれない方は、出席しない・させない（事前に主催者等が必ず確認を）・無料検査も積極的に活用を・参加者全員の連絡先を一元的に把握・飲酒を伴う会食は特に注意（座席の間隔の確保、大声を出さない、羽目を外さないなど）・会食参加後は、周囲への二次感染に注意・陽性となった方は、発症日から10日間（無症状の場合は、検査日から7日間）を経過するまでは会食に参加しない

「感染警戒期」の対策②

項目

内容

県民の
皆さんへの
協力依頼

- ワクチン接種
 - ・オミクロン株対応ワクチンの接種促進
 - ※年内に従来型ワクチン1・2回目接種の完了を
 - ・小児(5～11歳)への接種は日本小児科学会が推奨
 - ・乳幼児(6ヶ月～4歳)への接種も前向きな検討を
 - ・インフルエンザワクチン接種も積極的に
- 高齢者への感染を防ぐ対策の徹底
 - ・ワクチンの種類を問わず、接種時期が来た方から早期にオミクロン株対応ワクチンを接種
 - ・重症化リスクの高い65歳以上の方、60歳から64歳までの心臓等に重い障がいがある方等はインフルエンザワクチンも早めに接種
 - ・高齢者等の重症化リスクの高い方や同居家族の方は、混雑した場所への出入りを控えるなど感染リスクの回避を徹底
 - ・普段顔を合わせない高齢の親族等と会う方は、事前に陰性を確認
 - ・感染状況に応じた、高齢者施設職員の頻回検査の実施
- 防災の観点も含め、3日分程度の水や食料、市販薬等を備蓄
- 感染に不安のある無症状の方は無料検査を受検（法要請）
- 「5つの場面」の注意

「感染警戒期」の対策③

項目	内容
事業者の 皆さんへの 協力依頼	<p>【協力依頼】</p> <ul style="list-style-type: none">○オミクロン株の特性を踏まえた業種別ガイドラインの遵守（法要請）○テレワークや時差出勤等の推進○BCP（業務継続計画）を策定・点検等し、業務継続を図ること○従業員の休暇や職場復帰の際に「陽性証明」、「陰性証明」等の提出を求めない○人が集まる場所での感染対策の徹底<ul style="list-style-type: none">・大規模集客施設での徹底した感染対策の実行（入場整理・誘導等）・地下食品売り場やフードコート等の感染対策○高齢者施設、学校・保育所等の感染対策の強化○飲食店での感染対策の徹底
市町への 協力依頼	<p>【協力依頼】</p> <ul style="list-style-type: none">○イベント対策<ul style="list-style-type: none">・集客イベントは、感染対策を徹底の上、実施<ul style="list-style-type: none">※ワクチン接種や陰性確認の条件は解除し、イベントの内容に応じて主催者が必要な対策を実施・イベント後には、感染対策に係る評価と検証を実施・参加者は、主催者が求める注意事項を遵守・新居浜・西条圏域では、全国から集客があるような大規模なイベントは、参加者のワクチン接種(3回目又は4回目)、又は陰性確認など感染対策の徹底を前提○公共施設の貸出条件・管理<ul style="list-style-type: none">・集客施設は、感染防止対策（入場制限等）を徹底・施設の貸館利用は、感染防止対策の徹底等を条件に利用を許可<ul style="list-style-type: none">※感染状況を踏まえ、閉館等は個別に判断○ワクチン接種の加速化に向けた取り組み

「感染警戒期」の対策④

項目	内容
イベント等 開催制限	<p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業種別ガイドラインの遵守 ○人数上限：5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方 ○収容率：大声なし100%、大声あり50% <ul style="list-style-type: none"> ※感染防止策チェックリストを作成・公表 (ただし、感染防止安全計画を策定する場合を除く) ○同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれ50%（大声あり）・100%（大声なし）
イベント関係	<p>【協力依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県主催イベントは感染防止対策を一層の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ※イベントの規模や実施内容等に応じて、開催を判断 ○イベント対策 <ul style="list-style-type: none"> ・集客イベントは、感染対策を徹底の上、実施 <ul style="list-style-type: none"> ※ワクチン接種や陰性確認の条件は解除し、イベントの内容に応じて主催者が必要な対策を実施 ・イベント後には、感染対策に係る評価と検証を実施 ・参加者は、主催者が求める注意事項を遵守 ・新居浜・西条圏域では、全国から集客があるような大規模なイベントは、参加者のワクチン接種(3回目又は4回目)、又は陰性確認など感染対策の徹底を前提
飲食店	<p>【協力依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催は控えて 例：周年・記念イベント、大規模パーティー等
福祉施設の 面会制限	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の特性等を踏まえ、施設長の判断のもとで実施 ○特に高齢者施設においては、ワクチン接種歴、または陰性の検査結果、もしくはその両方を確認するなど引き続き感染対策を徹底

「感染警戒期」の対策⑤

項目	内容
学校活動の制限等	<p>◀ 教育活動全般 ▶</p> <ul style="list-style-type: none">○ 身体接触を伴う活動等は、インフルエンザの同時流行に備え、感染対策をより一層徹底しながら、注意して実施○ 校外交流は、県内・県外ともに、訪問先の感染状況等を勘案の上、注意して実施 <p>◀ 部活動 ▶</p> <ul style="list-style-type: none">○ 練習試合や合同練習は、県内・県外ともに、訪問先の感染状況等を勘案の上、注意して実施○ 公式大会等については、主催者が定めるルールや制限を遵守した上で参加
学生への注意喚起	<p>◀ 大学・専門学校等 ▶</p> <ul style="list-style-type: none">○ 学生の感染リスクに注意
県管理施設	<ul style="list-style-type: none">○ 貸館利用は、感染防止対策の徹底等を条件に利用を許可○ 集客施設は、感染防止対策（入場制限等）を徹底 <p>※ 感染状況を踏まえ、閉館等は個別に判断</p>
社会経済面の対応	<ul style="list-style-type: none">○ えひめぐり みきゃん旅割（全国旅行支援）の実施（10/11～）○ 大規模イベントは、感染対策を講じて開催<ul style="list-style-type: none">・ 県民文化祭総合フェスティバル（10/29）・ サイクリングしまなみ（10/29・30）・ えひめまつやま産業まつり（11/26・27） 等
県民への情報発信	<ul style="list-style-type: none">○ LINEの県公式アカウントに、新型コロナに関する「よくある質問」に回答する機能を追加したほか、広報紙やSNSを活用し、県民への情報発信を強化

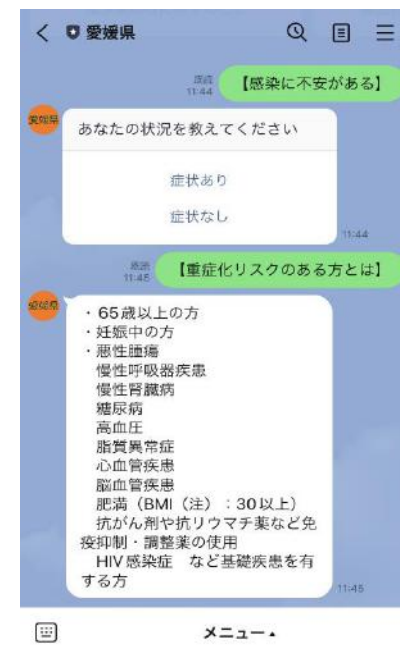
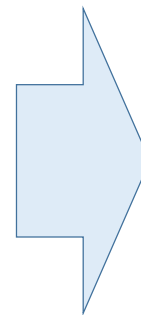
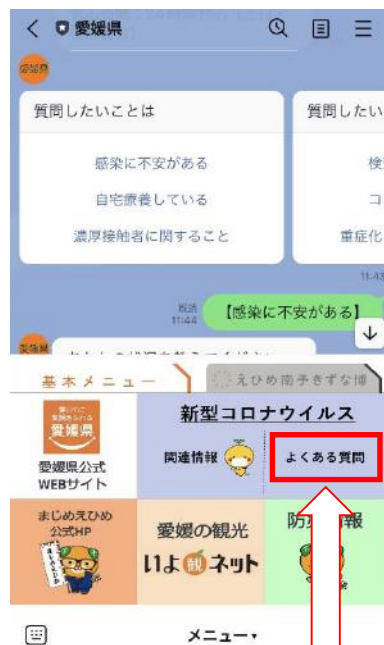
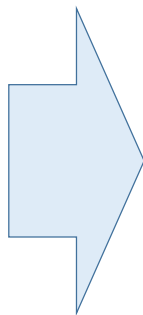
LINEを活用した新型コロナウイルスに関するFAQ

無料通信アプリLINEの県公式アカウントにおいて、
新型コロナに関する「よくある質問」とその回答を簡単に確認できるよう基本メニューに追加しました。

【アクセス方法】

- ①以下の2次元コードを読み取り、愛媛県公式LINEアカウントを友達登録
- ②下部の基本メニューから、新型コロナウイルス「よくある質問」をタップ

① 2次元コード読み取り



②ここをタップ

○イベント等の開催制限 (県内が緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域に含まれない場合)

次の人数上限及び条件を満たすこと。(法要請)

	感染防止安全計画を策定しない場合	感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超)
人数上限	<p><u>「①かつ②」を基本とし、「①かつ③」とすることも可能。</u></p> <p>①5,000人又は収容定員の50%いずれか大きい方 ②全エリアを「大声あり」または「大声なし」とする場合、 ・大声なし 収容定員の100%まで ・大声あり 収容定員の50%まで ③「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれのエリアごとに ・大声なし 収容定員の100%まで ・大声あり 収容定員の50%まで</p>	<p><u>①を基本とし、②とすることも可能。</u></p> <p>①全エリア「大声なし」とし、収容定員まで ②「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれのエリアごとに ・大声なし 収容定員の100%まで ・大声あり 収容定員の50%まで</p>
条件	<p>○主催者は、「感染防止策チェックリスト」を作成し、公表(原則HP掲載やSNS等客観的に確認可能なかたちでの公表)するとともに、イベント終了日から1年間保管する</p> <p>○問題が発生(クラスター発生、感染防止策の不徹底等)した場合は、「イベント結果報告書」を県に提出する</p>	<p>○主催者は、「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催2週間前までに県に提出する</p> <p>○イベント終了後、1か月以内に「イベント結果報告書」を県に提出する。ただし、問題が発生(クラスター発生、感染防止策の不徹底等)した場合は、直ちに提出する</p>

※大声ありのイベントとは、観客等が、「通常よりも大きな声量で」、「反復・継続的に声を発すること」を積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベント

☑ 主催者は、「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底。